

令和元年10月1日付け消費税率の引上げに伴う有期事業に係る労働保険料の取扱いについて

※厚生労働省HP<消費税率の引上げに伴う労務費率の暫定措置について>も併せて御覧下さい。

<平成25年9月30日以前に開始した事業>

①平成31年4月1日以降に請負金額の増額が1回生じた事業

→別表の①及び別紙2参照

②平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間及び平成31年4月1日以降に請負金額の増額が2回以上生じた事業

→別表の③及び別紙4参照

<平成25年10月1日から平成27年3月31日の間に事業を開始した事業>

③平成31年4月1日以降に請負金額の増額が生じた事業

→別表の②及び別紙3参照